

表紙共 2 枚

仕様書件名：

目達原 1 号ボイラー送風機等交換

件名	目達原 1 号ボイラー送風機等交換					図面番号	1/2
図名	表紙					縮尺	—
総務部長	管理課長	営繕班長	工事企画係長	管財係	ボイラー係長	設計者	
							
陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処総務部管理課						7.5.8	

仕様書

- 1 件 名 : 目達原1号ボイラー送風機等交換
 2 場 所 : 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7番1 陸上自衛隊 目達原駐屯地
 3 概 要 : ボイラー1号機の送風機及び燃烧コーンの交換

ボイラーメーカー	ボイラー型式	製造番号	製造年月
川重冷熱工業株式会社	KS-60	12829	平成15年6月

4 一般事項 :

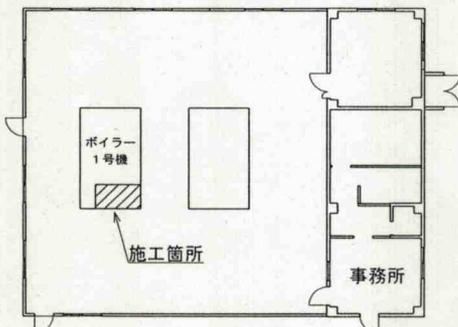
- (1) 本役務において図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、
 ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」
 ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備改修工事編)」
 による。
- (2) 本役務実施に際し、万が一災害・事故等が発生した場合は、全て請負者の負担とする。
- (3) 本役務実施に際し、既存を汚破損した場合は直ちに原形に復旧するものとする。
- (4) 請負者は本役務にあたり、仕様書及び現地において、相違・意義あるいは不明な点が生じた場合、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (5) 本役務実施に際し、本仕様書に明記なき事項についても作業上当然すべき事項は実施するものとする。
- (6) 本役務に際し、監督官が指示する書類の他、作業写真を着工前、使用部品(規格・数量)、作業中、完成時の写真を撮影し、アルバムに綴り1部監督官に提出する。
 なお、デジタルカメラの電子データ等は、検査終了後、請負者の責任において確実に消去するものとする。
- (7) 本役務に際して発生した鉄屑は監督官側に引き継ぐものとする。

5 特記事項 :

- (1) 本作業で交換する機材はメーカー仕様(下記のとおり)とする。

送 風 機	燃 焼 コ ー ン
電動機 : 全閉外扇屋内 IE3, 200/220V×18.5KW×2P×50/60Hz インペラ : KS60D ブロウィンペラ (60Hz) ※送風機取付板、パッキン付	KS-60MD用 A32HP-1582C

- (2) 送風機、燃烧コーン交換後の燃焼調整及び試運転調整はメーカーによるものとする。



件 名	目達原1号ボイラー送風機等交換	図面番号	2/2
図 名	仕 様 書	縮 尺	—
陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処総務部管理課			7.5.8